

特定計量器製造・修理事業の手引き（概要版）

1. 届出の概要

特定計量器の製造・修理事業を行う場合は、経済産業省令で定める事業の区分ごとに届出が必要です。

また、届け出た内容に変更が生じた場合や事業を廃止した場合も届出を行う必要があります。

届出の詳細は、「特定計量器届出製造・修理事業の手引き」を参照してください。

2. 届出先

製造事業	東京都計量検定所長を経由して経済産業大臣に提出
修理事業	東京都計量検定所長

3. 提出書類

(1) 事業届出（手引き P.2~4）

項目		製造事業	修理事業
届出書		特定計量器製造事業届出書	特定計量器修理事業届出書
内容を証する書面	届出者	法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書が望ましい） 個人：住民票	
	事業場等	登記事項証明書又は住民票等、名称、所在を確認できるもの	
	検査設備	①基準器検査成績書又はJCSS校正証明書等の写し ②検査設備の一覧、配置図 ③検査設備を借用する場合は、貸借契約書等の写し	

* 届出後から事業開始までの流れは、「製造・修理事業開始までの概要」を参照してください。

(2) 変更届出、記号関係届出（手引き P.4）

項目		製造事業	修理事業
記載事項変更届出書		届出書記載事項変更届(製造)	届出書記載事項変更届(修理)
添付書類			
変更事由	法人	名称,住所,代表者	登記事項証明書（履歴事項全部証明書が望ましい）
	個人	氏名,住所	住民票
	事業場	名称	登記事項証明書又は住民票等、名称、所在を確認できるもの
		所在地	
		事業場等追加	
	事業場等一部廃止		廃止したことを確認できるもの
	検査設備	検査設備の変更を証する書面(事業届出時の書面参照)	
事業の承継		手引きP.4「承継内容を証する書面」を参照してください。	
記号関係届出書		事業者の記号(変更)届出書	タクシーメーター封印記号(変更)届出書

(3) 廃止届出（手引き P.4）

項目	製造事業	修理事業
届出書	事業廃止届(製造)	事業廃止届(修理)

(4) 年度報告書は、毎年度末に送付する依頼書により作成・提出してください。

4. 提出先

提出方法	ご案内・注意事項	
電子申請	「特定計量器製造・修理事業届出」 URL : https://logoform.jp/form/tmgform/576796	
郵送 来所 (提出・相談)	提出部数：手引き P.3 を参照ください。 提出（相談）先 〒136-0075 東京都江東区新砂 3 丁目 3 番 41 号 東京都計量検定所 管理指導課 指導担当 電話 03-5617-6635 * 来所する際は、事前に日時の予約をお願いいたします。	お問い合わせ フォーム 

特定計量器届出製造・修理事業の手引き
(PDF)

